

令和8年5月15日

令和8年第5回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年5月15日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
5 番 林 聖文	6 番 小林 識史	7 番 小林 増次
10 番 小橋 和紀	11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵
14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子	17 番 藤中 京子
18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親	

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

4 番 隅 ふじ江	8 番 藤本 哲	9 番 松村 紀彦
13 番 佐崎 恭児	16 番 二武 富男	

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 藤本 慎司	次 長 西本 嘉彦
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 松岡 幸恵	錦支所 伊藤 良洋
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、14名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵
------------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和8年第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、14名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、11番黒崎友美委員と12番迫田瑞恵委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田及び畑、現況畑。面積は、360㎡ほか1筆、合計909㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第7番

はい。それでは説明をいたします。この案件は南河内出張所より、西に約2.75kmのところにあります。

譲渡人は、高齢のため遠方に居住のために、農業を維持することができず、農地を手放すことを考えておられたところ、譲受人が買い取ってくれることになり、譲り渡すことにされました。譲受人は経営規模の拡大を考えておられたところ、譲渡人より譲渡するとの申し出があり、隣接もしており、作業効率を上げるため譲り受けることにされました。作付けは、主に野菜です。草刈り、施肥、耕起まで家族で行うとのこと。主に自家消費のことです。提出書類には何も問題はありません。

4月24日に事務局職員と現地調査に行っております。3条許可は相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、179㎡ほか3筆、合計2,628㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤本委員が、欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。

事務局

代読をさせていただきます。

申請地は師木野出張所より南へ4.2kmのところにある農地です。

譲渡人は遠隔地に居住していることから農地を譲り渡したいと考えていたところ、譲受人が農地を探していることを知り、譲り渡すことになりました。譲受人は実家近くの農地で母とともに耕作をしており、水稻や梅を作られるということです。必要な農機具も揃っています。また、収穫した農作物は自家消費やJAに出荷する予定としております。

令和8年4月24日、調査項目に従い事務局職員と現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

預かった説明文は以上でございます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,701㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第3番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、玖珂駅より北へ433mのところに位置しております。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難なので譲り渡すことにしたということです。譲受人はこの度、会社を立ち上げてブルーベリー、イチゴ、季節野菜の栽培をして、観光農園及び加工品の販売、飲食店の経営等を行うということです。農機具については、現在軽トラックを所有しておりますが、小型管理機と刈払機を導入する予定ということです。

4月22日に事務局職員と一緒に現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、69 m²ほか3筆、計2,633 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南西へ約1.4kmに位置します。

譲渡人は申請地を数年前に相続して入手したものの農業経験もなくこれから先も就農は難しいことから手放したいと考えていたところ、譲受人の妻の土地が隣接地であり、譲渡人から贈与の提案があり、譲受人も規模拡大を考えていたところであり、受けることにしたものです。稲作をする予定としています。

4月22日に支所担当者と調査項目に従い現地調査しましたが、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,019 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい。追加説明いたします。

この案件は周東総合支所より西へ約1.8kmのところにあります。

譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり、譲渡を希望されてきました。譲受人は以前から申請地の隣接地で耕作されており、申請地を一体利用することで規模拡大、作業の効率化が見込めるので譲受されることになり、今回の申請に至ったところでございます。なお、譲受人はJA山口県に加入されており、生産物はJAに出荷されています。

4月27日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障ないものと考え許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

事務局

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

6番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、118 m²ほか4筆、合計 485 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の隅委員が、欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。

事務局

隅委員から説明文を預かっておりますので代読をさせていただきます。

申請地は、錦総合支所から南西へ約 300mの位置に位置している農地です。

譲渡人は平成 20 年に申請地を相続したが遠方に住んでおり、耕作をする予定はなく、売りたいと考えていたところ、錦町に居住し、耕作も行える土地を探していた譲受人が売買に合意したため、本申請へ至りました。譲受人は農業経験がなく、新規就農となりますが管理機及び刈払機も自分で購入し、町内の農業協同組合の営農指導を受けながら、近隣の直販所で販売するための野菜作りをする予定とのことです。

4月 22 日に支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当だと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

以上になります。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、284 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 19 番

はい。それでは追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から北に 500mの農地です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方のため耕作ができず、譲り渡すこととしたものです。譲受人は自宅近くの農地で譲渡人からの農

地を譲渡したいとの話があり、譲り受けることにいたしました。

現地調査は4月27日に調査項目に従い、現地調査を行いました但問題はなく、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況荒廃。面積は、706㎡です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、3,701㎡の内54㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農業用倉庫です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳田、現況畑及び田。

面積は、494㎡ほか3筆、合計3,045㎡です。

届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第4号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

- ・太陽光発電設備に係る農地転用について
- ・非農地判定について
- ・互助会からの連絡事項

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

次回定例総会は、6月16日火曜日午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しています。

また、農業新聞勉強会には、6月5日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。
これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年6月16日火曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時25分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長

梅川 仁樹

署名委員

迫田 瑞恵

署名委員

黒崎 友美